

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 13 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 20 年 5 月 21 日（水曜日）		開会 13 時 31 分		閉会 14 時 20 分	
開 催 場 所		第三委員会室					
出席委員		山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田				事務局	中嶋事務局長
		議長、委員外～窪之内					田湯次長
欠席委員							寺嶋主査
説明員		請願者、紹介議員～別紙のとおり			議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 請願第 3 号 「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」						
	(平成 20 年 5 月 14 日付託)						
	(1) 請願の趣旨説明						
	請願者の市立病院の建替えを考える会の谷建夫代表、紹介議員の清水議員が出席し、						
	谷代表から請願趣旨について説明があった。						
	(2) 質疑						
	趣旨説明に対する質疑を行った。						
	2 その他について						
	委員長より生活保護費詐欺事件の初公判について報告があった。						
	3 次回委員会の日程について						
	5 月 28 日(水) 13 時 30 分から						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊦							

第 13 回 厚生常任委員会出席者

請願第 3 号 「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」

○請 願 者

市立病院の建替えを考える会代表 谷 建 夫 氏

○紹介議員

清 水 雅 人 議員

第13回 厚生常任委員会

H20. 5. 21(水)13:30～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 請願第3号 「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」
（平成20年5月14日付託）

(1) 請願の趣旨説明

(2) 質 疑

2. その他

3. 次回委員会の日程について
5月28日(水)13:30（第三委員会室）

○閉 会

第 13 回 厚生常任委員会

H20. 5. 21(水) 13 時 30 分

第三委員会室

開 会 13:31

委員動静報告

委員 長

全員出席。議長、委員外～窪之内。

1 請願第 3 号「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」 (平成 20 年 5 月 14 日付託)

委員 長

本件については議会閉会中の 5 月 14 日に議長から本委員会に付託されたが、本日は、請願者である市立病院の建替えを考える会代表の谷建夫様、並びに紹介議員である清水議員に出席いただいている。本日はお忙しいところ、本委員会に出席いただき誠にありがとうございます。後ほど本請願の趣旨について説明いただくようお願いする。それでは審査に入るが、審査の進め方については、まず請願者並びに紹介議員から請願の趣旨を簡潔に述べていただいた後、各委員から質疑を受け、討論、採決を行う。なお、本日の審査は質疑までとしたいが異議はないか。(なし) 異議なしと認める。それでは谷代表から趣旨説明をお願いする。

(1) 請願の趣旨説明

谷 代 表

このたびは、請願を受け付けていただきありがとうございます。
(別紙請願書に基づき説明する。)

委員 長

紹介議員の清水議員から補足説明はあるか。

清水紹介議員

請願事項 1： ただいまの説明の中でも昨年 4 月に集中的に建てかえシンポジウムが行われた後、約 10 カ月間市民の声を聞く場がないという状況で 6 月 2 日を迎えようとしている。収支計画については、平成 20 年度予算で 1 億 2,758 万円の黒字に対して 306 万円の黒字で組むと。理由は 7 対 1 看護が達成できないということで、まさに計画後初年度から 1 億円以上の見込みのずれがある。また、資材高騰等で収支計画を見直す必要が出てきているので、それを議会と市民へ示すことを要請したい。

請願事項 2： 医師、看護師確保については女性が中心となる。これまでの経過では、直近の特別委員会でも持ち出しが多いので市として設置する考えはないといった答弁と思う。医師、看護師確保に向けて砂川では今回始めるので、滝川でも一番近い場所に確保することを求める。

請願事項 3： 市の制限付一般競争入札の施行に関する要綱の中では、5 億円以上であって技術的難度が高い工事のうち、市長が適当であると認めるものについては制限付一般競争入札で、滝川に営業所があることを抜いた入札ができるようになっている。まだ入札方法について示されていないが、検討するに当たり、要綱では地元業者が過去 10 年間に発注工事と同種かつおおむね同規模の工事の元請負人だった施工実績を条件に入れており、これが入ると地元業者が元請として入ることは難しい。しかし、近年の技術の進歩を斟酌して地元業者も元請として、あるいは共同企業体を組むときには出資比率の高いところで入れるような入札方式を採用していただきたい。

請願事項 4： その際には函館方式など地域の雇用、経済を支える中小零細企業、また地元の労働者の方々を雇用されると同時に、適正な形で雇用がされるように配慮を強化していただきたい。資料として函館市土木部長名の適正な工

事の施工を！を添付した。全部で 33 ページあるが抜粋ということで提供させていただいた。

請願事項 5： 入札方式を決める場合、免震構造ではどうしてもスーパーゼコンや本州企業しか元請になれないということであれば、地元経済のことも考えて耐震構造への設計変更も検討するということを求めているが、あくまでも条件つきということで、どうしても耐震構造へということではないので、請願事項 3 の付帯部分と考えていただいて結構である。

委員長

説明が終わった。これより質疑に入る。請願書にある趣旨及び請願事項に関して質疑はあるか。

(2) 質疑

副委員長

主に請願事項 1 についてだが、大きく分けて 3 点伺う。

① 出された請願の趣旨はわかったが、あくまでも建てかえが前提ということなのか。もしくは新たに収支計画がつけられたとすれば、その部分を見て建てかえ自体を見直すべきということなのか。

② 30 年の収支計画が出たときに、30 年後の外来患者数が変わらない、診療単価が上がるといったことに基づいていることで非常に不信感を持った。ただ、最近になってネコの目のように変わる医療制度、医療点数を含め、30 年の収支計画というのはほとんど意味がないと個人的に思い始めている。その意味で確かに今回清水議員が言われた 7 対 1 が非常に難しいことによる収入減、細かく言えば別な観点からも今回の医療改正であったと思うが、そのたびに収支計画を再度出す意味合いについてどう考えるのか伺う。

③ 請願趣旨の 4 行目、しかし以降の後段、多くの市民から市の財政、市民へのしわ寄せという表現と請願事項 1 の 2 行目、独自繰り出し額（交付税以外分）に関して、もともと交付税以外の繰り出し金というのは、仮に今の計画でいえば年間 9,000 万円拠出したとしても、地方公営企業に対する総務省の繰り出し基準というのがあって、水道、都市交通、病院も入るが、交付税プラス自治体病院を持つところは不採算部門について自治体がしっかり補完しなさいということで別の繰り出し基準がある。滝川市の場合、19 年度でいえば交付税額プラス江部乙の損失負担分で 4 億 8,000 万円が市から病院に出ており、ほとんど交付税である。総務省の繰り出し基準に換算すると 7 億 3,000 万円で、通常、毎年度市が独自に繰り出すべきものが 2 億 5,000 万円くらいあるという考え方がある。予算委員会でそういう繰り出しをすることを市として考えているのか聞いたが、市としてはないとの答弁だった。引っかかるのは先ほど申し上げた市民へのしわ寄せとか独自繰り出し額という表現で、総務省の繰り出し基準というのは一般的ではなく市民の方も知らない。ただ、病院側からすれば本来繰り出されて然るべきという考えもあり、その辺についてこういう表現が本当にふさわしいのか、総務省の基準による繰り出し額についてどう考えているのか伺う。

清水紹介議員

① 紹介議員を引き受ける際に、深川市立病院、留萌市立病院、苫小牧市立病院、江別市立病院等の建設費と現在の赤字額とを比較した。建設費で平米当たりを比較すると、深川、苫小牧、留萌は 30 万円を超え 40 万円近いものもある。それに対して滝川は 28.5 万円ということで建設費そのものは大きく動かない。しかも他の赤字を出している病院と比べて堅実な見積もりをしてきている。さらに今後の収支についても病床を 270 床に減らしていることで、現在の入院患

者数についても精神を入れると 290、一般で大体 250 をクリアしており、ほぼ 9 割ということで信頼できることから、7 対 1 看護の見直しであれば五、六千万円の収支見直しで済むので、建てかえそのものについて異議を唱える考えはない。建てかえ前提での請願であることを申し上げたい。

② 30 年の収支計画はほぼ意味がないということには全く同意できる。しかしこれは起債をする上で必要なもので出されているので、特に重視をしたいのは、せめて 3 年間のローリングについて示していただきたいということである。つまり、平成 20 年に組んだ後 22 年度までの収支計画が当初見込みからどう変わるのかということ。次の診療報酬改定は平成 22 年度になるが、そう大きなものは予想されていない。今回も薬価を除けばプラス 0.35 ということで、これについてもかなりの精度の高い見直しができることから、3 年のローリングを示していただきたいと考えている。

③ 国は自治体立病院について、病院会計で賄い切れない部分があることを前提に繰り出し基準をつくっていると考えている。建設費の償還を含めてリハビリ事業、救急医療の確保、院内保育所の運営、看護学校など十数項目にわたって繰り出し基準を定めており、今の一般会計の持ち出し 9,300 万円が仮に五、六千万円ふえたとしても、こういうことをきちんと市民に説明し、滝川市立病院を市民みんなの力で守っていくと。今後タッグ計画の見直しがされるが、そのときに 9,300 万円で組むのか、あるいは 1 億 5,000 万円くらいで組むのかでは大きな違いがあり、市民も聞いていないということにもなりかねないので、国の繰り出し基準を尊重し、市民へ説明することが必要と考える。

委員長
酒 井

他に質疑はあるか。

① 院内保育所について、市立病院建替計画等調査特別委員会の中でも難しいとの答弁がされた。このことを踏まえ、請願者、紹介議員はどのように院内保育所を確保しようと考えているのか。また、必要性についてどう考えているのか具体的に示していただきたい。

② 請願事項 4 の函館方式について資料が出されたが、どういったものなのか簡単に説明していただきたい。

清水紹介議員

① 院内保育所については補助制度もあり、多くの病院が実施している。24 時間保育が確保されない今の状態は、家族が非常に大変な状況であり、若い看護師が滝川市立病院を敬遠する一因にもなっている。私が聞いているところでは、保育所は西町にしかないがここは非常に高いので、資格の有無にかかわらず家庭内保育に預けることも併用してやっているのが現状である。市職労のアンケートでも圧倒的に望む声が多かったということである。先ほどの繰り出し基準の中でも明確にうたわれており、一般会計が負担するための経費として病院内保育所の運営に要する経費のうちその運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とするということで、国も院内保育所をつくることを励行している。場所についても、できるだけ近いところ、道路を渡ったりしなければ一番いいが、建てる、借りるといったいろんな方法があると思うが、請願は検討してくださいということなので、建設が始まった後の重要ポイントとしてお願いしたい。

② 資料の記の一番最初に工事等の施工に際しては、地元業者の活用、地元資材の優先的使用に努めてくださいということで、この文言は滝川では文書ではなく、市の課長クラスの職員が元請の会社に対して口頭で言っているとのこと

である。

(以下、別紙資料に基づき説明する。)

委員長
窪之内

委員外議員から何かあるか。

① 院内保育所の件だが、院内保育所が確保されなくても病院建てかえに反対するものではないと受けとめてよいか伺う。市職労のアンケートについて、以前院内保育所を求めたときには希望者が少ないと答えていた。今はふえたということは、職種として医師、看護師にアンケートをとった結果なのか、全体の組合職員にとったものなのか伺う。

② 繰り出し基準の関係で荒木委員が言われた総務省の繰り出し基準について市民にわかるようにするとのこと。総務省の繰り出し基準と実際に入ってきている交付税の繰り出し基準が2億円以上の差があり、総務省の繰り出し基準を市がきちんと繰り出していく構えがあることを市民に明らかにすると言ったのか確認する。

清水紹介議員

① 院内保育所については、請願書でも市が設置する計画を示すこととしている。ただ、時期的に煮詰まっており、今後の検討課題ということで、建てかえつつ市民世論をつくりながら計画をつくっていただく。これくらい赤字になるがどうするか、市民会議などいろんな場で今後ということで理解願う。

② 実際に繰り出し基準に基づいて算入されていない項目が多いので、全部についてというわけにはなかなかいかないと思うが、院内保育所や救急医療など必要なものについては市が実施することで大枠の考え方を示していただき、例えば来年度予算やローリングの中でそれがいくらなのかを示していただくことを求めたい。

窪之内

病院会計で交付税措置された分については、100 パーセント平成19年度から交付されていると聞いていたので、総務省の繰り出し基準どおりに交付税措置されていないと受けとめているが、総務省としての考え方はあるが交付税はそうはしてないと受けとめてよいか。

清水紹介議員

先ほども申し上げたが、十数項目について、所管は100 パーセントこれに従う考えはないことをいろんな場で言われている。100 パーセントやったらいくらになるかというのは、先ほど荒木副委員長が数字を示されたが、少なくとも9,300万円以上出せる根拠はあると考えている。院内保育所に対するアンケートについては、具体的な数字を押さえているわけではないが、組合の方から聞くところによると、圧倒的で一時は組合独自に運営することも考えたが赤字が大きすぎることで断念したとのこと。組合としては必要性がかなり高いことで推移してきていると伺っている。

窪之内

どうもよくわからない。交付税で来た分は100 パーセント措置しているとの予算委員会での答弁は違っていたと考えてよいか。今までは8,000万円弱、数年前までは5,000万円マイナスと言っていたのが、交付税で措置されていた分は100 パーセント病院会計に繰り出してますと言っていたのにそうでなかったとなると委員会であそをついていたことになる。交付税で入ってきているのと総務省の繰り出し基準というのは違うのでないか。

委員長

休憩する。

休 憩 14:02

再 開 14:15

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。(なし) 以上で請願第3

号に対する質疑を終結する。請願者並びに紹介議員の方、本日はご苦勞様でした。休憩する。

休 憩 14 : 16

再 開 14 : 18

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。討論、採決については、5月28日水曜日、午後1時30分より開催される次回厚生常任委員会で行うので、会派等に持ち帰り意見の取りまとめをお願いする。

2 その他について

委員長 先日札幌地方裁判所で行われた片倉夫妻の裁判に関して、みずから出席された委員の方もおられるが、片倉勝彦懲役15年、妻ひとみ懲役10年ということで求刑が出されている。なお、弁護側は第三者委員会の報告を引用し、行政判断の不相応を提起し情状酌量を求めたとなっている。判決は6月25日水曜日とのことである。

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、5月28日、13時30分より開催予定である。改めて通知はしないので、よろしく参集願う。以上をもって第13回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14 : 20